

年金請求書の手続漏れがありませんか？

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、25年から10年に短縮されることになりました。
日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。

制度の開始は、平成29年8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)です。まだ、請求手続きをされていない方は、今すぐねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)にお電話を！



予約の上、年金事務所にて手続きを行ってください。

■年金事務相談所開設の案内
室蘭年金事務所の職員の方が相談員として対応します。完全予約制となっています。

ので、室蘭年金事務所(☎0143-50-1004)をダイヤルし、音声案内に従って1番を選択後、2番を押して予約してください。

■日時 8月3日(木) 10時30分～15時30分

■場所 洞爺湖町役場3階302会議室

軽度・中等度難聴児の補聴器購入の一部を助成します

■問合せ
健康福祉課福祉・高齢者グループ
☎74-3001

軽度・中等度難聴児の語学能力の健全な発達と学力の向上のために補聴器を購入する場合、その購入に要する経費の一部を助成します。

助成額は購入の場合、1台につき3万6900円以内、修理の場合は1万4100円以内です。

■対象者

次の要件のいずれにも該当する人

- ① 洞爺湖町に住む18歳未満の人
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象外である人
- ③ 中耳炎などの急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科による治療を行ってもなお聴力が回復する見込みのない人
- ④ 補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断する人
- ⑤ 労働者災害補償保険法とその他法令に基づく給付により、助成を受けていない人
- ⑥ 児童がいる世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の人がいないこと

■必要書類

- ① 軽度・中等度難聴児補聴器(購入・修理費) 助成申請書
- ② 軽度・中等度難聴児補聴器



購入等助成事業意見書(医師の意見書)

③ 補聴器販売業者の見積書

④ 印鑑

■申請先

健康福祉課、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所

消費者啓発パネル展開催

■問合せ
産業振興課水産・商工グループ
☎74-3005

悪質商法、振り込め詐欺などによる消費者被害を未然に防げるよう啓発用パネルの展示を行います。

■日時 8月2日(水) 8月8日(火) 8時45分～17時30分(最終日のみ12時まで展示)

■場所 役場町民ロビーと洞爺総合支所ロビー



平成29年度洞爺湖町戦没者追悼式開催

■問合せ
健康福祉課福祉・高齢者グループ
☎74-3001



洞爺湖町における戦没者の霊に対し、全町民が哀悼の誠を捧げるとともに、平和の誓いを新たにすため、洞爺湖町戦没者追悼式を行います。

■日時 8月2日(水) 10時～

■場所 蛇田ふれ合いセン

■日時 7月28日(金) 10時～

■場所 洞爺小公園忠魂碑前